

令和元年 8 月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
臨時会会議録

令和元年 8 月 8 日 開会

令和元年 8 月 8 日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

令和元年8月8日（木曜日）午後3時30分開議

- 日程第1 議席の指定（新議員）
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議長の選挙
- 日程第4 副議長の選挙
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 諸般の報告
- 日程第7 提案理由の概要説明
- 日程第8 議案第8号 東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 日程第9 議案第9号 令和元年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	岩谷政良	2番	渡辺優子
3番	齋藤光司	4番	小畑淳
7番	児玉一	9番	西村武
11番	黒澤芳彦	12番	佐藤元
13番	青柳宗五郎	14番	鹿兒島巖
15番	伊藤敏夫	16番	佐々木文明
17番	田川政幸	18番	森田新一郎
19番	渡邊彦兵衛	20番	畠山菊夫
21番	齋藤多聞	22番	高橋浩人

24番 藤原義美

25番 佐々木謙吉

欠席議員（4名）

5番 菅原広二

6番 鈴木俊夫

8番 長谷部 誠

23番 松田知己

地方自治法第121条による出席者

広域連合長 穂積 志

副広域連合長 佐々木 哲 男

事務局長 松山 則 人

事務局次長
兼会計管理者 長谷川 雄 美

総務課長
兼会計室長 伊藤 嘉 貴

業務課長 沼田 和 也

議会担当職員出席者

議会書記 小野 洋 樹

議会書記 伊勢谷 誠

午後3時30分 開 会

○事務局次長兼会計管理者（長谷川雄美） 議会書記長の長谷川です。

本臨時会は、議長及び副議長ともに空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で、西村武議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

【西村武臨時議長、議長席に着く】

○臨時議長（西村 武） ただいま紹介いただきました西村武です。地方自治法第107条の

規定により、臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に申し上げます。

去る7月15日、茂木隆議長がご逝去されました。哀悼痛惜の極みであります。

ここに故人のご冥福をお祈りし、黙禱を捧げたいと思います。皆様のご起立をお願いいたします。

黙禱。

【 全員起立して黙禱 】

○臨時議長（西村 武） 黙禱を終わります。ご着席ください。

ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、これから令和元年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

議事に先立ちまして、平成31年2月定例会後の議員の異動についてご報告申し上げます。

2市2村の議会において、広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選された議員をご紹介いたします。選挙実施日順にお名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願い申し上げます。

上小阿仁村議会議長の伊藤敏夫議員。

東成瀬村議会副議長の佐々木謙吉議員。

大館市議会議長小畑淳議員。

秋田市議会議長の岩谷政良議員。

以上、4名の方が広域連合議会議員として当選されました。よろしくお願ひいたします。

日程第1 議席の指定

○臨時議長（西村 武） 日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、岩谷政良議員は1番、小畑淳議員は4番、伊藤敏夫議員は15番、佐々木謙吉議員は25番と指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（西村 武） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、青柳宗五郎議員、渡邊彦兵衛議員の2

名を指名いたします。

日程第3 議長の選挙

○臨時議長（西村 武） 日程第3、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、このことにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○臨時議長（西村 武） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、このことにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○臨時議長（西村 武） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議長に、佐藤元議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました佐藤元議員を秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議長の当選人として定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○臨時議長（西村 武） ご異議なしと認めます。したがって、佐藤元議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました佐藤議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選告知をします。

佐藤議員、議長当選のごあいさつを自席においてお願いいたします。

○新議長（佐藤 元） ただいま広域連合議会議長にご推挙をいただきました、にかほ市議会の佐藤でございます。議長就任に当たりまして、一言、ごあいさつ申し上げます。

秋田県内25市町村で構成される広域連合議会の議長という大役をいただき、大変光栄なことであると同時に、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

後期高齢者医療制度は、高齢者が安心して医療を受けるために重要な制度であると認識しており、全国でも特に高齢化率が高い本県にとりましては、安定的な制度運営が求められております。

議員各位のご協力のもと、議長として円滑な議会運営に努めてまいりますので、皆様方のお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願いを申し上げ、就任のあいさついたします。（拍手）

○臨時議長（西村 武） それでは、議長が選出されましたので議長と交代します。佐藤議長、議長席へお願いいたします。

暫時休憩いたします。

【午後 3 時 3 1 分 休憩 ・ 午後 3 時 3 2 分 開議】

【 休憩中、西村武臨時議長、自席に復し、佐藤元議長、議長席に着く 】

○議長（佐藤 元） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4 副議長の選挙

○議長（佐藤 元） 日程第 4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、このことにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、このことにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の副議長に、伊藤敏夫議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました伊藤敏夫議員を秋田県後期高齢者医療広域連合議会の副議長の当選人として定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、伊藤敏夫議員が副議長に当選され

ました。

ただいま副議長に当選されました伊藤議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選告知をします。

伊藤議員、副議長当選のごあいさつを自席においてお願いいたします。

○新副議長（伊藤敏夫） ただいま広域連合議会副議長にご推薦いただきました上小阿仁村選出の伊藤でございます。

議長を支え、公平公正で円滑な議会運営に努めてまいる所存でありますので、皆様からの格別なるご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、就任のあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。（拍手）

日程第5 会期の決定

○議長（佐藤 元） 日程第5、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第6 諸般の報告

○議長（佐藤 元） 日程第6、諸般の報告を行います。

報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第7 提案理由の概要説明

○議長（佐藤 元） 日程第7、提案理由の概要説明を行います。

議案第 8 号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件、議案第 9 号令和元年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の件の各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 令和元年 8 月広域連合議会臨時会の開会に当たり、提出議案の説明に先立ち、去る 7 月 15 日にご逝去されました故茂木隆議長の御霊に対し、謹んで哀悼の意を表します。

茂木氏は、平成 30 年 2 月定例会において当広域連合の議長に就任以来、広域連合議会の円滑な運営にご尽力くださいました。ここに深く感謝を申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

それでは、本臨時会の提出議案について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

今議会には、専決処分の承認 1 件、予算案 1 件を提案いたしております。

初めに、議案第 8 号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件についてであります。

これは、東日本大震災により被災した被保険者に係る令和元年度の保険料の減免措置について、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者等を対象に継続実施するため、所要の改正を行ったものであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第 9 号令和元年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

今回の補正は、平成 30 年度の保険給付額確定により、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた後期高齢者交付金の超過収入分を精算する必要があることから補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 11 億 4,102 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,461 億 6,681 万 2,000 円とするものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

日程第 8 議案第 8 号 東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

日程第 9 議案第 9 号 令和元年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会

計補正予算（第1号）の件

○議長（佐藤 元） 日程第8、議案第8号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件、日程第9、議案第9号令和元年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件まで、以上2件を一括議題としたいと思いますが、このことにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第8号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件、日程第9、議案第9号令和元年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、以上2件を一括して議題とします。

これより議案第8号及び議案第9号に対する質疑を行います。

通告はございません。

以上で議案第8号及び議案第9号に対する質疑を終了いたします。

これより議案第8号及び議案第9号までに対する討論を行います。

通告はございません。

以上で議案第8号及び議案第9号に対する討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。

議案第8号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件について採決いたします。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第9号令和元年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について採決いたします。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（佐藤 元） 広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許します。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切な決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

本日はご苦労さまでございました。

閉 会

○議長（佐藤 元） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本臨時会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ありませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで、令和元年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後3時51分 閉 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員